

[事案 22-26] 告知義務違反解除取消請求

・平成 22 年 11 月 1 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反で解除されたが、営業担当者に妊娠の可能性を伝えたのに、告知する必要はないと言われたものであり、契約解除は納得できないとして申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 3 月、2つの入院保険に加入した際、告知日の 5 日程前に産婦人科を受診し、「妊娠の可能性があるので 1 週間後に再受診するように」と医師から言われていたため、告知の際、営業担当者に「産婦人科を受診したこと」、「妊娠の可能性があること」を伝えたところ、担当者から、「はっきり判っていないならば妊娠欄は「いいえ」に○をするように」と言われ、そのとおりに告知書に記載した。

同年 9 月に妊娠中毒症で入院し入院給付金を請求したところ、契約解除・入院給付金不支払いの通知が届いたが、下記理由により納得できないので、契約解除を取り消すか(契約の継続)、既払込保険料を返還して欲しい。

- (1) 契約時、営業担当者に対し「病院で受診していたこと」「妊娠の可能性があること」を確実に伝えている。その際、問題ないのか数回質問したが、問題ないという返答を繰り返した。
- (2) 解除後、営業担当者と自宅で話した際、担当者は過ちを認め、個人として、既払込保険料を返還すると言っていたにもかかわらず、再三にわたり、保険会社と担当者との三者面談を求めたが、担当者がこれに応じなかった。
- (3) 営業担当者の報告内容のみを加味し、再審査の結果を変えない保険会社の姿勢に納得できない。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求のうち、既払込保険料の返還に応じることとしたい。

- (1) 申立人の申出内容と営業担当者の報告内容を総合的に判断した結果、営業担当者が事実関係を否定している以上、一方的に申立人の主張を採用することはできず、現時点では不告知の事項を契約時に当社が知っていたことは認められないことから、契約解除の取消しには応じられない。
- (2) 一方で、当社としても、申立人の言う、三者面談による真相究明の必要性は認識しているが、裁定審査会において審理される段階となっていることなどから三者面談は事実上困難であり、いずれの主張が正しいとする根拠がない状態をこれ以上続けることは得策でないと考え、申立人の請求のうち、既払込保険料の返還に応じることとする。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人からの裁定申立てを受け、保険会社に対し答弁を求めたところ、上記のような解決案が示された。そこで、保険会社からの解決案の内容について審理した結果、妥当なものとして判断できたことから、同案について申立人へ意向を確認した

ところ、了承するとの回答があったことから、和解契約書の締結をもって、円満に解決した。